

県南広域振興局長告示第101号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年7月5日

県南広域振興局長 田村均次

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0310600051	ニチイケアセンター 北上 訪問介護	ニチイケアセンター 北上	北上市青柳町一丁目2番40号	平成23年6月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0310600051	ニチイケアセンター 北上 訪問介護	ニチイケアセンター 北上	北上市青柳町一丁目2番40号	平成23年6月1日